

## ○東京藝術大学図書管理要項

〔平成16年4月1日〕  
学 長 裁 定

改正 平成17年4月12日 平成17年12月6日  
平成21年3月16日 平成22年3月5日  
平成22年5月21日 平成23年5月11日  
平成25年10月24日

(目的)

第1条 この要項は、東京藝術大学固定資産管理規則（以下「規則」という。）第32条の規定に基づき、本学における図書管理事務の取扱いについて必要な事項を定め、適正かつ効率的で良好な管理を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要項は、附属図書館におけるすべての図書の管理及び手続に適用する。

(図書の定義)

第3条 この要項における図書とは、附属図書館が組織として管理し所蔵するものであって、印刷その他の方法により複製した文書又は図画、又は電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識できない方法により文字、映像、音を記録した物品としての管理が可能なもので、教育又は研究の用に供するものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、使用予定期間が1年未満のもの並びに国宝又は重要文化財の指定を受けているものは図書として取り扱わない。

(用語の定義)

第4条 次の各号に掲げる用語の意義は、各号の定めるところによる。

- (1) 図書の取得 購入、寄附、製本又は製作及び改良又は修繕により当該図書の価値を増加させることをいう。
- (2) 受入 取得した図書をこの要項に基づいて会計上の区分を明確にし、附属図書館が管理する資産として登録又は記録する業務をいう。
- (3) 図書台帳 会計上、固定資産とされる図書を登録する原簿をいう。
- (4) 保管 整理した図書を所定の場所に収めることをいう。
- (5) 除却 図書台帳に登録された図書の記録を削除することをいう。

(図書管理責任)

第5条 東京藝術大学会計通則第48条第2項に規定する資産管理責任者（以下「資産管理責任者」という。）は、規則第5条第1項の規定に基づき図書に係る管理事務業務を行わせるため図書管理責任者（以下「図書管理責任者」という。）を置き、附属図書館長をもってあてる。

(図書の取得)

第6条 図書管理責任者は、図書を取得したときは、すみやかに受入手続を行わなければならない。

(図書の取得価額)

第7条 図書の取得価額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 購入した図書 購入代価及び付随費用

- (2) 寄附により取得した図書 定価又は同種の図書を参考とした見積額（見積りが困難な場合は、備忘価額）
- (3) 雑誌等を合冊製本して図書とする場合 原則として、合冊製本に要した経費
- (4) 製作による場合 その製作に要した経費（経費の算出が困難な場合は、備忘価額）
- (5) 改良又は修繕による場合 改良又は修繕に要した資本的支出の額（寄附）

第8条 図書の寄附について受入をする場合は、所定の手続を経なければならない。

（資本的支出及び修繕費）

第9条 改良又は修繕に係る支出のうち、図書の価値又は能力を向上させるために要した支出を資本的支出とし、これをその図書の価額に加算するものとする。

2 図書の維持管理又は原状回復のための支出は、修繕費として処理する。

（図書の管理事務）

第10条 図書管理責任者は、図書の増減及び現在高を明らかにするために図書台帳を作成し、保管しなければならない。

（図書の受入）

第11条 図書の受入をするときは、図書台帳に記録することにより一冊に対し一登録番号を与え、図書にその登録番号を表示しなければならない。

（図書の点検調査）

第12条 図書管理責任者は、所定の年限により循環照合を行い、現品管理状況の適否及び帳簿記録の正否を実地に確かめなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、図書管理責任者が必要と認めたときは、随時点検調査を実施するものとする。

3 図書管理責任者は、点検調査の結果、図書台帳と現品の照合に差異を認めた場合には、その原因を調査して対策を講じるとともに、再発防止に努めるものとする。

4 図書管理責任者は、点検調査の結果、滅失、亡失又はき損している図書について、資産管理責任者にその旨を報告しなければならない。

（図書の貸出）

第13条 図書は、本学の業務に支障がない限り、貸出をすることができる。

2 貸出手続等については、別に定める。

（処分の基準）

第14条 図書管理責任者は、資産として登録されている図書が次の各号の一に該当する場合は、処分することができる。

(1) 破損又は汚損が著しく、補修不能な図書

(2) 第12条第3項に定める点検調査の結果、亡失を確認した日から3年以上経過した図書

(3) 天災又は火災により滅失した図書

(4) 保存の必要がないと認められた図書

(5) その他図書管理責任者が処分を適当と認めた図書

（図書の処分手続）

第15条 図書管理責任者は、処分する図書について合冊又は分冊、売却、贈与又は廃棄のうちから取扱方法を決定する。

(除却)

第16条 図書管理責任者は、前条により処分した場合は、すみやかに除却を行うものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成17年12月6日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年3月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年5月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。